

2026 年度 東京経済大学アントレプレナーシップ育成奨学金 募集要項

【本奨学金には、全学部・プログラムの学生が応募できます】

東京経済大学アントレプレナーシップ育成奨学金選考委員会

「東京経済大学アントレプレナーシップ育成奨学金」は、現在または将来、起業を志す学生の育成を目的として設けられた奨学金制度です。

つきましては、2026 年度の奨学生を以下のとおり募集します。変化する社会のニーズを捉え、起業に向けて創造的に挑戦する意欲のある皆さんの積極的な応募を期待します。

記

I 奨学金の趣旨

現在または将来において、自らが起業を目指す本学学生の育成

＊利益を追求する事業だけでなく、福祉・環境・教育・地域活性化等の分野における非営利の事業も含みます。

II 応募・選考について

1. 目的

将来起業につながる具体的なビジネスプランを有している学生に対し、その実現(調査、プラン(企画)の実行、検証等)を支援する。

2. 奨学金額

1 件につき 50 万円(活動費として支給)

3. 採用件数

2件まで

4. 応募資格

本学に在学する学部学生個人またはグループ(チーム)

＊個人応募・グループ応募のいずれも可。ただし、年度内に 1 人が複数のプラン(企画)で応募することはできません。

＊応募時点および本奨学金受給時点で本学に在学していること。(なお、グループ応募の場合には構成員全員が在学していること、また、代表者を1名定めることが必要です。)

＊最大で2年にわたるプラン(企画)での応募も可能ですが、在学中に完了する計画であることが条件となります。

5. 応募書類

＊所定の「東京経済大学アントレプレナーシップ育成奨学金 申請書」(学生課で配付・配信)

＊活動企画書・予算計画書(A4 版、書式自由)

(あわせて、動画(10 分以内)、スライドなどによる紹介・PR も可)

＊学業成績証明書(2026 年度 1 学期までの成績が記載されたもの)

6. 選考方法

*提出された応募書類(企画内容・学業成績等)をもとに書類選考を行い、書類選考合格者を対象に実施する公開プレゼンテーションにより採用者を決定します。

*主な評価項目(審査基準)は以下の通りです。

- ①本奨学金の目的への適合性
- ②起業家精神
- ③企画力・ビジネスプランの具体性
- ④進取性・独創性
- ⑤実現可能性

*採用者決定後、選考の概要(採択テーマ等)を公表いたします。

7. 応募受付・選考スケジュール

●応募受付：2027年2月1日(月)～2月12日(金) 午後5時

●提出先:申請フォーム上での提出

*「東京経済大学アントレプレナーシップ育成奨学金 申請書」(提出用紙)および提出先の URL は、2026年10月上旬から大学ホームページ及び学生ポータルで配信します。

●選考(公開プレゼンテーション発表会・授与式)：2月下旬～3月中旬

書類選考の合格者に対し、公開プレゼンテーションによる最終選考を実施します(順位を競うコンテストではなく、各自のプラン(企画)の妥当性を審査します)。書類選考の結果および発表会日時等の詳細は、後日応募者全員にお知らせします。

●奨学金支給：4月下旬 *グループ採択の場合、奨学金は代表者の口座に一括して振り込みます。

Ⅲ 奨学生の義務等

「東京経済大学アントレプレナーシップ育成奨学金規程」に基づき、奨学生には以下の義務等が課せられます。

(1) 奨学生の義務 (「東京経済大学アントレプレナーシップ育成奨学金規程」第6条)

- ① 起業に向けた主体的な挑戦と活動の実行
- ② 活動報告書及び収支報告書の提出
- ③ 活動計画についての中間報告(面談)および最終報告(公開プレゼンテーション)
- ④ 起業分野を専門とする本学教員による指導の受講(活動期間中)

*奨学生として採用された後、活動計画が実施できなくなった場合、または活動計画に変更が生じた場合は、速やかに学生課に報告し、選考委員会の承認を得る必要があります。ただし、活動を進める上での軽微な計画変更や予算の微調整等については、学生課への報告・承認(簡易な手続)により対応可能です。

(2) 奨学生の取消しと奨学金の返還 (「奨学金規程」第7条・第8条)

以下の理由により、選考委員会が不適格と認めた場合、奨学生としての採用を取り消し、すでに給付した奨学金の全部または一部を返還させることがあります。

- ①本奨学金の趣旨に反し、かつ本学学生としての本分に反する行為があったとき
- ②応募書類や報告書類等に虚偽の申告または記載があったとき
- ③休学、退学、除籍等により、応募資格を満たさなくなったとき
- ④(1)に記載した「奨学生の義務」を履行しないとき

IV 知的財産権および著作権の取り扱いについて

1. 出願・発表内容の知的財産権について

応募プランおよびプレゼンテーション内容に関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権は、原則として応募者（個人またはグループ）に帰属します。

2. アイデアの保護と自己責任について

本奨学金の選考において、第2次選考（プレゼンテーション）は公開で行われます。発表内容について、第三者への模倣防止やアイデアの保護が必要な場合は、応募者自身の責任において、事前に特許出願や必要な対策を行ってください。公開発表による情報の開示によって生じたアイデアの盗用、模倣、その他のトラブルについて、大学および選考委員会は一切の責任を負いません。

3. 第三者の著作権・肖像権の尊重について

提出書類やプレゼンテーションで使用する画像、映像、データ、文章などの素材は、必ず応募者自身が著作権を有しているもの、または適切に許諾を得たものを使用してください。万一、第三者の著作権や肖像権、プライバシーその他の権利を侵害する事態（無断転載など）が発生した場合、すべての責任は応募者が負うものとし、採用決定後であっても採用を取り消す場合があります。

4. 情報の公開について

採用された企画のテーマ、代表者氏名、および公開プレゼンテーションの様子や実施報告の概要は、本学のホームページや広報媒体等で公表・紹介することがあります。あらかじめご了承ください。

V 問合せ

学生支援部学生課 奨学金係(6号館1階)

平日(土・日・祝日を除く) 9:00～11:30/12:45～17:00

電話:042-328-7759